

市町村が行う医療費助成を受けている方は届出をお願いします

当組合では、組合員や被扶養者の方の医療費の自己負担が一定額を超える場合、診療報酬明細書(レセプト)に基づき、附加給付(一部負担金払戻金、家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金)を支給しています。

この附加給付は、お住いの市町村の条例等に基づく医療費助成を受けることとなったときは、二重の給付となってしまいますため、支給されません。

このため、次の制度に該当するときは、「公費負担受給報告書」をすみやかに所属所の共済事務担当課に提出してください。

- 妊産婦医療費助成制度
- ひとり親家庭医療費助成制度
- 重度心身障がい者医療費助成制度

こども医療費助成制度については、対象者の住所地の市町村条例等に基づいて把握できるため、届出は不要です。



上記記事に関するお問い合わせは **保健課** ☎028-615-7816

共済だより 第330号 令和2年9月発行
発行/栃木県市町村職員共済組合 〒320-0811 宇都宮市大通り二丁目3番1号 井門宇都宮ビル 3階
電話 028-615-7804 FAX 028-615-7566
URL <http://www.tochigi-kyosai.jp/> E-mail sityouson@tochigi-kyosai.jp

本誌に関するご意見・感想をFAXまたはmailでお寄せください。お待ちしております。